

第4 総括的意見

包括外部監査のテーマ「その1 芸術文化の振興に関する事業及び施設の管理・運営について」の監査結果は「第3 外部監査の結果報告（以下「各論」という。）」において、個別に述べたところである。この監査結果の主要な項目と補足的意見を述べることにしたい。

主要な項目

1 文化振興計画について

平成14年7月1日現在の具体的施策の進ちょく状況は、実施済又は実施中が24、一部実施又は着手16、検討・準備中6、未実施1件であり、実施に向けて、市民の提案を反映させた具体的な計画書の作成が必要である。

2 開催委員会及び実行委員会の行う事業について

開催委員会及び実行委員会（以下「実行委員会等」という。）が行う事業として、「京都まつり」、「京都映画祭」、「芸術祭典・京」及び「京都の秋 音楽祭」の各事業を見ると、実行委員会等がそれぞれに規約を定めてはいるが、その組織のあり方や事業に対する位置付けが異なっており、画一的ではない。

一般的には、多額の事業費を執行する組織体としては、「権利能力のない社団」として「最高裁昭和39年10月15日 - 小判・昭和35年(オ)第1029号」(49頁参照)でいう、

団体としての組織を備え

多数決の原則が行われ

構成員の変更にかかわらず団体が存続し

その組織において代表の方法、総会の運営、財産の管理等団体としての主要な点が確定していることが望ましい。

しかし、京都市の実行委員会は、規約を定めて活動しているものではあるが、全て必ずしもその要件を充足しているものではない。

また、京都市美術館の共催事業等をもみても、必ずしも実行委員会方式が必要と思われないものもある。今後、実行委員会等を継続して事業を行うものとそうでないものを区分するとともに、実行委員会解散時の事業費残金の帰属についても明確にすべきである。

3 京都市美術館及び京都市交響楽団について

自治体の運営する事業所である京都市美術館及び京都市交響楽団の監査を実施した結果、美術館については、「本館ミュージアム機能強化計画策定」、「美術館本館基本計画」及び「美術館保全計画」の平成11年度から平成13年度に委託契約して作成されたこれら計画の活用が不十分であるので、広く意見を求め無駄にならないよう方策を講じられたい。

京都市交響楽団については、楽員に対する報酬(給料)が技能の向上を促すよ

うな成果に応じた報酬(給料)にするため、技能等の評価方式の導入を検討し特別職としての特性を生かすよう要綱の検討が必要である。

また、依頼演奏を増やすための営業力を強化するため、財団法人京都市音楽芸術文化振興財団への委託も含めて検討し、京都市交響楽団の赤字経営体質をさらに改善されるよう取組みされたい。

4 契約等について

京都市芸術センター事業については、契約日の記載洩れ、成果物の期限誤り、契約期間の誤りなど契約の不備があり、契約を交わしてから業務を委託するまでの正しい手続きをするよう求めた。京都市美術館における基本計画・保全計画に係る契約、京都コンサートホールの管理委託契約に係る競争入札についても改善が必要である。

また、財団法人京都芸術文化協会における、京都芸術センターの受託事業費から支出された固定資産については、公益法人会計基準により固定資産に計上するとともに、備品台帳を設置して管理する必要がある。

5 財団法人京都市音楽芸術文化振興財団の統合について

旧振興財団が運営センターを統合して新振興財団となったが、統合による成果の検証を行ったところ、統合による人員削減、経費の節減は見られず、総務部の統合をはじめとする人事交流、組織の活性化が求められる。施設単位の職制から職能別・機能別の職制への移行を検討されたい。

6 これらのほか、事務事業、事業所、出資団体の運営する事業を一元的に見るとともに事業効率についても、各論において検討した。

補足的な意見

芸術文化の振興事業について、文化振興計画の趣旨を念頭に入れその経済性、効率性、有効性について監査を行った結果、次の2点について補足的な意見を述べる。

1 事業別収支について

一般の企業においては、効率性を高めるため、事業別に分類してどこに無駄があるかを分析する手法を用いる。事業ごとに歳入(収入)と歳出(支出)を区分してみると実態が分りやすい。この監査においても事業別に区分して見ると、予算の配当を受けた節費目の範囲内で予算現額が変っている場合が多く見られた。

こうしたことの起きる原因は、予算額を決定する段階ではあくまで予算の概要であって、実施段階で必要度に応じて事業によって節減できるところは節減し、より有効な事業に節費目の予算内において執行するという、事業を実施するための行政上の工夫であるとされている。

しかし、京都市交響楽団の場合を例にすると、公演事業別損益を見た場合、定期演奏会と特別演奏会の会場使用料が、依頼演奏会のコストに入っているなど、(104頁参照)調整が行われているので、正確な説明と事業別収支計算をする必要がある。

行政上の裁量とはいえ、行政の努力を評価し、事業の目的を逸脱しないためにも、より正確な事業別収支を明確にする手法を考えられたい。

なお、給料についても行政評価、事業別分析等にとって重要な項目でありその比重も大きい。しかし、各部局において直ちに当該部局の給与費の把握ができないので、給与費の決算額が事業別にすぐに活用できるようなシステムが必要である。

2 芸術文化と財政について

文化都市といわれている京都市の施策として、芸術文化事業の監査をすることに意義はあるものの、財政の収支、事業の組織、事業の実施状況を見て、客観的に有用性を判断することは、京都市の歴史や価値観の違いがあつてかなり困難な問題である。文化の多様性、深みをどのように監査するかむずかしい側面がある。

契約、施設の管理・運営も含んだ財務の監査を中心に監査を進めたが、どれだけ事業費に投資すればよいかの限界はなく、今後の財源不足の財政状況が芸術文化事業の維持発展に少なからず影響を与えるのではないかと危惧を持つものである。

このことは、京都市美術館において象徴的である。

「京都市美術館四十年史」(昭和49年3月発刊)によれば、当時の前館長は美術館の不十分な点として4つ指摘されている。

- 1 美術館の所蔵品が貧弱で体系的に整備されていない。
- 2 所蔵品が少ないため、いわゆる常設展が行われず市民に対し芸術作品に常時接する機会が提供されていない。
- 3 本市産業とくに文化的芸術的香り高い産業との結びつきが弱く、美術館として十分な指導性を発揮していない。
- 4 美術館の陣容や予算が不十分であり、貸館中心である。

これらのことは今も教訓として読みとることができる。京都市を代表する京都市美術館、京都市交響楽団の発展が、市民参加の文化とともに京都市の芸術文化の振興の原点であつて、格段に重要であるので、衰退させてはならない。